

令和5年9月13日

関係各位

筑波大学附属視覚特別支援学校
校長 青木 隆一
(公印省略)

臨時任用寄宿舎指導員の公募について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、本校では下記のとおり臨時任用寄宿舎指導員の募集を行うこととなりました。

つきましては、貴所属関係者にご周知いただくとともに、適任者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 採用職名 産休・育休代替臨時任用寄宿舎指導員
- 2 採用人員 1名
- 3 職務内容 寄宿舎における生徒の生活指導、生活環境整備、健康管理、歩行等の指導および生徒の相談にあたる。
(寄宿舎には、視覚に障害のある12歳から40代後半までの生徒・学生が74名程生活しています。現在、寄宿舎指導員は17名で、土日祝日を含めた交替制勤務を行い、宿直勤務が週1回程度あります。)
- 4 応募資格 (1) 短期大学卒業相当以上の者
(2) 教員免許を有している者が望ましい
(3) 視覚障害に理解のある者
- 5 任用期間 令和5年11月1日～令和6年3月31日
*試用期間：なし
*ただし、産休・育休者が休業事由の消滅等により職務に復帰した時は、任用期間中の場合であっても退職するものとします。
*産休・育休者が育児休業期間を延長する場合は、育児休業が終了するまで任用期間を更新する可能性があります。
- 6 応募書類 (1) 履歴書（指定様式）及び職務経歴書（任意様式）
※本学 URL から所定の様式をダウンロードし、記入要項に基づき作成の上、印刷して提出すること。（筑波大学→採用情報→履歴書／日本語版記入要領）
URL： <https://www.tsukuba.ac.jp/about/jobs-information/>
(2) 教員免許を有している者は免許状の写（表裏写）
- 7 応募締切日 令和5年10月3日（火）正午必着
※適任者が決定次第、募集を終了します。
- 8 書類提出先 〒112-0015 東京都文京区目白台3丁目27-6
筑波大学附属視覚特別支援学校長 宛
※封筒に「産休・育休代替臨時任用寄宿舎指導員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送のこと。
- 9 選考方法 第一次選考：書類審査
第二次選考：一次選考通過者について面接による審査
- 10 面接日 令和5年10月5日（木）午前

11 問合せ先	筑波大学附属視覚特別支援学校副校長 山口 崇 電話 03-3943-5421
12 就業場所	筑波大学附属視覚特別支援学校（東京都文京区目白台3丁目27-6）
13 就業時間	8:20～16:50/8:00～16:30/9:30～18:00/11:30～20:00/14:45～24:00/ 6:00～11:30（休憩時間45分を含む）を基本とし、4週単位の変形労働時間制を適用
14 休日・休暇	本学規定による 休日：日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を基本とするが、一部勤務する可能性がある（勤務割表による） 休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
15 時間外労働	あり
16 給与等	本学規定に基づき支給、健康保険（国家公務員共済組合（短期））、厚生年金保険、労災保険、雇用保険
17 受動喫煙防止措置	敷地内禁煙

- 【備 考】
- (1) 応募書類により取得した個人情報、教員選考業務以外に使用いたしません。また、応募書類については、返却いたしません。適切に廃棄いたします。
 - (2) 第一次選考（書類審査）：一次選考通過者には応募締切日に電話にて面接時間等を連絡します。不採用者には郵送にて結果を通知します。
第二次選考（面接）：採用者については面接日から1日を目途に連絡します。不採用者には郵送にて結果を通知します。
 - (3) 労働条件・サービスについては、「国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則」、「国立学校法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則」等、国立大学法人筑波大学の定める規則によります。
 - (4) 面接時の交通費は支給できませんので、予めご了承ください。

以 上